

## 第83号議案

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

国家公務員の本年度の給与の改定に鑑み、これに準じて、本市の会計年度任用職員の給料及び勤勉手当について改定を行いたい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例

第1条 春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項及び第28条の2第2項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条、第6条関係)

フルタイム会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	166,500	183,500
2	167,700	184,600
3	168,800	185,800
4	169,900	186,900
5	171,200	188,000
6	172,400	189,700
7	173,600	191,300
8	174,800	192,900
9	175,800	194,500
10	177,000	196,200
11	178,300	197,800
12	179,500	199,400
13	180,600	201,000
14	181,800	202,700
15	183,100	204,400

16	184,400	206,100
17	185,700	207,400
18	187,400	209,000
19	189,100	210,600
20	190,800	212,100
21	192,500	213,600
22	194,200	215,200
23	195,800	216,800
24	197,400	218,400
25	199,000	220,000
26	200,500	221,700
27	202,000	223,000
28	203,500	224,300
29	205,000	225,600
30	206,500	226,700
31	208,000	227,800
32	209,500	228,900
33	211,000	230,000
34	212,400	231,100
35	213,800	232,200
36	215,200	233,300
37	216,600	234,400
38	217,700	235,400
39	218,800	236,400
40	219,900	237,300
41	220,900	238,200
42	221,800	239,100

43	222,700	239,900
44	223,600	240,700
45	224,500	241,400
46	225,300	242,000
47	226,100	242,600
48	226,900	243,200
49	227,700	243,800
50	228,400	244,400
51	229,100	245,000
52	229,800	245,500
53	230,500	246,000
54	231,100	246,400
55	231,700	246,700
56	232,300	247,000
57	233,000	247,300
58	233,500	247,600
59	234,000	247,900
60	234,500	248,200
61	235,000	248,500
62	235,400	248,800
63	235,800	249,100
64	236,200	249,400
65	236,600	249,700
66	236,900	250,000
67	237,200	250,300
68	237,500	250,600
69	237,800	250,900

70	238,100	251,200
71	238,400	251,500
72	238,700	251,800
73	238,900	252,100
74	239,200	252,400
75	239,500	252,700
76	239,700	253,000
77	239,900	253,300
78	240,200	253,600
79	240,500	253,900
80	240,700	254,200
81	240,900	254,500
82	241,200	254,800
83	241,500	255,100
84	241,700	255,400
85	241,900	255,700
86	242,200	256,000
87	242,500	256,300
88	242,700	256,600
89	242,900	256,900
90	243,200	257,200
91	243,500	257,500
92	243,700	257,800
93	243,900	258,100
94	244,200	
95	244,500	
96	244,700	

97	244,900	
98	245,200	
99	245,400	
100	245,700	
101	245,900	
102	246,100	
103	246,400	
104	246,700	
105	246,900	
106	247,200	
107	247,500	
108	247,700	
109	247,900	
110	248,200	
111	248,500	
112	248,700	
113	248,900	
114	249,200	
115	249,500	
116	249,700	
117	249,900	
118	250,200	
119	250,500	
120	250,700	
121	250,900	

第2条 春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項及び第28条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
  - 2 第1条の規定による改正後の春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は令和6年4月1日から、改正後の条例第18条の2第2項及び第28条の2第2項の規定は同年12月1日から適用する。
  - 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる会計年度任用職員に係る改正後の条例別表第1の規定は、令和6年12月1日から適用する。
    - (1) 令和6年4月1日から同年11月30日まで(同年12月1日現在において任用されている会計年度任用職員にあっては、当該任用の末日まで)の間における任期の定め  
の合計が3月以内の者
    - (2) パートタイム会計年度任用職員であって、改正後の条例第28条第1項及び第2  
項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく少ないパートタイム会計年度任用  
職員として規則で定めるものに該当するもの
- (給与の内払)
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。